

1 平成25年度からの地域区分について

平成24年度の報酬改定に伴い、富山市内に所在する事業所について、地域区分の見直しが行われました。

平成25年4月(5月請求)分からの地域区分および、報酬単位あたりの単価について、次のとおりお知らせいたします。

国保連の伝送システムの変更入力をお願いいたします。

〔障害者〕

地域区分は16級地から「13級地」となります。

サービス種別(基準該当含む)	単価(円)
・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・生活介護 ・短期入所 ・計画相談支援 ・地域相談支援	10.09
・施設入所支援	10.1
・共同生活介護 ・共同生活援助	10.12
・療養介護	10

〔障害児〕

次のサービスの地域区分は17級地から「14級地」となります。

サービス種別(基準該当含む)	単価(円)
児童デイサービスから移行した ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	10.09

※上記以外のサービスについては変更なし

2 計画相談支援について

●計画相談支援とは

障害福祉サービスを利用するにあたり、指定特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出していただき、市はこれを勘案、適否を判断して支給決定を行います。

支給決定後、指定特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成するとともに、定期的に、サービス利用状況についてモニタリングを行います。

なお、サービス申請者がセルフプランを作成する場合は、サービス等利用計画案の提出は不要です。

●平成25年度の対象者について

平成25年度の対象者は、次のとおりです。

①新規に下記のサービスを申請する方又はサービス量を大きく変更する方

- ・居宅介護、重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活介護、共同生活援助
- ・施設入所支援
- ・児童発達支援(児童発達支援センター又は指定事業所利用の方)
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・地域移行支援、地域定着支援

②障害程度区分を更新する方

- ・居宅介護(更新前の障害程度区分が、区分5又は区分6の方)
- ・重度訪問介護
- ・生活介護(在宅)(更新前の障害程度区分が、区分5又は区分6の方)
- ・共同生活介護(更新前の障害程度区分が、区分4又は区分5又は区分6の方)

③サービスを更新する方

- ・就労継続支援(A型・B型)(サービス更新時の年齢が30歳未満の方)
- ・共同生活援助(サービス更新時の年齢が40歳未満の方)

※サービスの支給決定の際にサービス等利用計画案の提出が必要と市が判断する場合は、上記以外でも対象とする場合があります。

3 地域生活支援事業の報酬改定について

平成25年4月から地域生活支援事業の報酬を改定します。
各サービスの報酬は、次の通りです。

●日中一時支援事業

○障害者 (単位:円)

	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超
区分6	3,559	5,339	7,119
区分5	3,027	4,540	6,054
区分4	2,498	3,747	4,996
区分3	2,248	3,372	4,496
区分1, 2	1,961	2,942	3,922

○障害児 (単位:円)

	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超
区分3	3,027	4,540	6,054
区分2	2,373	3,559	4,746
区分1	1,961	2,942	3,922

食事提供体制加算	423
----------	-----

●移動支援事業

(単位:円)

	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
30分以下	2,562	1,059
30分超1時間以下	4,056	1,987
1時間超1時間30分以下	5,892	2,784
1時間30分超2時間以下	6,730	3,491
2時間超2時間30分以下	7,567	4,197
2時間30分超3時間	8,404	4,903
3時間超	9,242円に30分を増すごとに837円加算	5,610円に30分を増すごとに706円加算

●訪問入浴サービス事業

(単位:円)

訪問入浴	部分浴・清拭
12,612	8,828

4 障害福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

障害福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準等については、法改正に伴い県や中核市等の条例で定めることとなり、富山市においても平成24年12月に下記条例を制定しました。

事業所の運営規定等の諸規定において、厚生労働省令に基づく規定がなされている場合は、市条例に基づく規定に変更をお願いします。

なお、所在地が富山市以外にある富山県内の事業所については、富山県が定める条例に基づく規定の変更が必要となります。

- ・富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

施行期日 平成25年4月1日